固定資産税のよくあるご質問とお願い

- 土地や建物を売ったのに、どうして納税通知書が来るの?
- A 1 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されることとなってお ります。以下に、令和7年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和7年度の納税義務者
令和6年12月25日	買 主 (新たな所有者)
令和7年 1月 5日	売 主 (元の所有者)

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

- ※表題登記されていない家屋について、所有者の方が変更となった場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』 により、税務会計課へ申告をお願いいたします。
 - ○2 相続があったときは、役場に届出が必要なの?
 - A 2 令和2年度税制改正により、申告が義務化されました。

近年増加する所有者不明土地への対策として、地方税法及び長瀞町税条例により、相続人の方の住所、氏 名等の申告が義務化されました。つきましては、**ご自身が現所有者である(= 法定相続人として固定資産** を相続している) ことを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、『固定資産現所有者申告書』により、 申告をお願いいたします。

ただし、上記申告期限内に、「相続登記」又は「『相続人代表者指定届出書』の届出(通常、死亡後のお手 続の際にご記入いただいております。)」をおこなっている場合、申告の必要はございません。

『令和7年度 償却資産申告書』の提出について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械、装置、工具、器具、備品などで、原則、 取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として固定資産税の課税対象となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和7年1月1日現在の状況の申告をお願いいたします。 ※該当する方には、令和6年12月上旬に「償却資産申告書」を送付しています。

また、初めて申告される方で、申告書がない場合は、役場税務会計課までお申出ください。

期限:令和7年1月31日金

eLTAX (https://www.eltax.lta.go.jp/) による電子申告もできます。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113

浄化槽にも定期健康診断が必要です

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス(定期点検や清掃)と併せて、年1回の法定検査を受検すること が法律で義務づけられています。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使 いいただくためにも受検をお願いします。

◎法定検査申込先

一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎048・501・5707 ■ https://saijohkyo.or.jp/

また、浄化槽を新しく設置したり、廃止・休止等した場合には、町へ届出が必要です。詳しくは町ホーム ページをご覧いただくか、下記担当までお問い合わせください。

◆町HP内のこちらで確認できます

☞ くらし・健康・福祉 → ごみ・生活環境 → 上下水道 → 浄化槽に関する手続き

問合せ 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126